

四半期報告書

(第24期第1四半期)

自 平成22年4月1日

至 平成22年6月30日

株式会社光通信

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	20
(4) ライツプランの内容	20
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(6) 大株主の状況	20
(7) 議決権の状況	20

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	23
(2) 四半期連結損益計算書	25
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月11日
【四半期会計期間】	第24期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社光通信
【英訳名】	HIKARI TSUSHIN, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉村 剛史
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
【電話番号】	03-5951-3718
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 儀同 康
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
【電話番号】	03-5951-3718
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 儀同 康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第24期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第23期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	83,102	97,154	349,097
経常利益(△は経常損失)(百万円)	909	△2,456	2,817
四半期(当期)純利益(△は純損失)(百万円)	516	△2,307	755
純資産額(百万円)	117,921	107,225	114,046
総資産額(百万円)	196,207	206,090	217,552
1株当たり純資産額(円)	1,881.15	1,829.11	1,967.93
1株当たり四半期(当期)純利益(△は純損失)金額(円)	9.10	△42.41	13.51
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	9.09	—	13.40
自己資本比率(%)	54.2	48.3	49.2
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,077	△7,447	6,688
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△5,111	△3,657	4,785
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	3,348	9,552	△8,357
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	18,103	18,041	19,651
従業員数(人)	7,198	5,436	5,298

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第24期第1四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、「3. 関係会社の状況」に記載しております。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の主要な関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主 要 な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) ㈱SBR	東京都港区	7,744	法人事業	37.1 [26.7]	役員の派遣

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の[]内は、間接所有割合で内数となっております。
3. 有価証券報告書提出会社であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	5,436 (2,199)
---------	---------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ、138名増加しておりますが、これは連結子会社の減少に伴う人員の減少があったものの、新卒社員の採用による増員があったためであります。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	625 (44)
---------	----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ、198名増加しておりますが、この主な理由は、新卒社員の採用によるものです。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
法人事業 (百万円)	39,841	—
SHOP事業 (百万円)	53,886	—
保険事業 (百万円)	2,131	—
メディア広告事業 (百万円)	1,236	—
報告セグメント計 (百万円)	97,095	—
その他 (百万円)	59	—
合計 (百万円)	97,154	—

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における、主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
ソフトバンクモバイル(株)	23,880	28.7	24,874	25.6

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日～平成22年6月30日）における我が国経済は、新興国向けの輸出増加、政府による一連の経済対策等を背景に、景気回復の兆しを見せつつありますが、一方でギリシャ財政危機に端を発した欧州金融不安の影響により、株安・円高が進行する等、景気の先行きは引き続き不透明な状態が続いております。

このような状況の中、当社グループは前連結会計年度に引き続き、安定的な利益成長の源泉となるストックコミッション（ユーザーが毎月支払う基本契約・使用料金に応じて計算され、契約に加入したのち、一定期間にわたって定期的に通信キャリア、保険会社などから受け取る手数料。）の積上げを経営の最重要課題とし、特に販売パートナーを中心とした販売網の拡大と顧客単価を増大させるための商材の開発及び販売に注力することにより、将来に渡って得られる継続的な収益源の増大に努めてまいりました。

その一方で、販売パートナー拡大に伴い、代理店手数料および販売支援金の支払いが増加しており、特に自社商材の販売におきましては、獲得時に当社グループから販売パートナーへ一時金を支払うのに対し、当社グループは毎月ユーザーから回収する利用料が収益となるため、費用が先行して発生しております。

その結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高が97,154百万円（前年同期比16.9%増）、営業損失が2,063百万円（前年同期は営業利益1,323百万円）、経常損失が2,456百万円（前年同期は経常利益909百万円）、税金等調整前四半期純損失が1,834百万円（前年同期は税金等調整前四半期純利益690百万円）、四半期純損失が2,307百万円（前年同期は四半期純利益516百万円）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①法人事業

法人事業におきましては、OA機器、通信回線サービス、法人向けソリューション等の販売・契約取次を行っております。

当社グループがメイン顧客とする中小企業の経営環境は、厳しい状況が続いており、そのような状況の中、当社グループは全国に広がる販売網および多種多様且つ高品質な商材・サービスの取扱いを通じて、お客様に対して業務効率向上とコスト適正化の提案を行ってまいりました。

当第1四半期連結会計期間におきましては、引き続きストックコミッションの積上げに重点を置いた戦略を掲げ、将来に渡って得られる継続的な収益源の拡大に努めました。

その一方で、販売パートナー拡大に伴い、代理店手数料および販売支援金の支払いが増加しており、特に自社商材の販売におきましては、獲得時に当社グループから販売パートナーへ一時金を支払うのに対し、当社グループは毎月ユーザーから回収する利用料が収益となるため、費用が先行して発生しております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における法人事業の売上高は40,116百万円、営業損失は2,726百万円となりました。

②SHOP事業

SHOP事業におきましては、全国で展開する店舗を主な販路とした携帯電話端末の販売事業を行っております。

モバイル市場におきましては、携帯電話端末の買い替えサイクル長期化や市場の飽和が進む中で、コンテンツ・コマース市場が毎年右肩上がりの成長を続けており、モバイルビジネス全体としては今後も更なる市場拡大が予想されます。

また、通信技術の発達、データ通信の定額制導入、スマートフォンなど高機能端末の登場などにより、身の周りのあらゆるサービスがモバイルへ集約される傾向にあり、その存在意義はますます高まりつつあります。

そのような状況下、当社グループは、引き続き販売網拡大に努めました。また、従来の携帯ショップにおける携帯電話端末の販売に加え、モバイルコンテンツの販売、開発にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間におけるSHOP事業の売上高は54,238百万円、営業利益は1,246百万円となりました。

③保険事業

保険事業におきましては、コールセンターを中心とする販売網および当社グループの強みである販売力を活かし、全国のお客さまに対して保険商品のご提案を行っております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、前連結会計年度中に崩れた収益バランスの立て直しがほぼ計画通り進んでおり、緩やかに業績が回復しております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における保険事業の売上高は2,131百万円、営業利益は287百万円となりました。

④メディア広告事業

メディア広告事業におきましては、主に上場子会社であるe-まちタウングループを通じて、モバイル広告を中心とした広告枠の仕入れ及び販売とサイト運営をメインに事業を展開しております。

広告枠の仕入れ・販売に関しては、大手広告代理店によるモバイル広告事業への本格参入で競争が激化したものの、販売体制の強化により新規クライアントの獲得は増加しております。サイト運営におきましては、全国316ヶ所を数える地域情報ポータルサイト「e-まちタウン」の優位性を活かしながら、粗利率の高い自社メディア強化により収益の拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間におけるメディア広告事業の売上高は1,266百万円、営業利益は144百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

	前連結会計年度末	当第1四半期連結会計期間末	増減
	百万円	百万円	百万円
総資産	217,552	206,090	△11,461
負債	103,505	98,864	△4,641
純資産	114,046	107,225	△6,820

総資産は、前連結会計年度末に計上された売上債権が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べて、11,461百万円減少の206,090百万円となりました。

負債は、前連結会計年度末に計上された仕入債務及び未払金が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べて4,641百万円減少の98,864百万円となりました。

純資産は、四半期純損失の計上や配当金の支払い等により、前連結会計年度末に比べて6,820百万円減少の107,225百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

	当第1四半期連結会計期間	前第1四半期連結会計期間
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	△7,447	1,077
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,657	△5,111
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,552	3,348

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権が減少いたしましたが、未払金の減少及び法人税等の支払い等により、7,447百万円のマイナスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の取得等により、3,657百万円のマイナスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いを行いました。短期借入による資金調達等を行ったことにより、9,552百万円のプラスとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当四半期末残高は、前連結会計年度末残高に比べ1,609百万円減少し18,041百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、改修、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	183,398,568
無議決権株式	50,000,000
計	233,398,568

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	58,349,642	58,349,642	株式会社東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	58,349,642	58,349,642	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日以降、提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権及び、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条第1項第3号の規程に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成17年6月24日定時株主総会決議（平成17年9月5日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	170,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,221
新株予約権の行使期間	自 平成19年9月5日 至 平成22年9月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,221 資本組入額 4,111
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 1. 対象者は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。

但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。

3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

② 平成17年6月24日定時株主総会決議（平成17年12月22日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	1,379
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	137,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,800
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月22日 至 平成22年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,800 資本組入額 5,400
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 1. 対象者は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。

但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

③ 平成18年6月27日定時株主総会決議（平成18年8月25日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,180
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月26日 至 平成28年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,180 資本組入額 3,090
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

④ 平成18年6月27日定時株主総会決議（平成18年8月25日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,180
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月26日 至 平成28年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 6,180 資本組入額 3,090
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑤ 平成18年6月27日定時株主総会決議（平成19年3月30日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	1,262
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	126,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,474
新株予約権の行使期間	自 平成21年3月31日 至 平成29年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,474 資本組入額 2,737
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑥ 平成18年6月27日定時株主総会決議（平成20年2月26日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	210
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,914
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月27日 至 平成30年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,914 資本組入額 1,957
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者は、権利行使時において当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑦ 平成20年6月24日定時株主総会決議（平成20年6月25日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,785
新株予約権の行使期間	自 平成23年6月26日 至 平成30年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,785 資本組入額 1,893
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、会社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者は、権利行使時において当社若しくは当社の子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。
2. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑧ 平成20年6月25日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,785
新株予約権の行使期間	自 平成23年6月26日 至 平成30年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,785 資本組入額 1,893
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、会社取締役会決議がなされた場合)には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(注) 1. 対象者は、権利行使時において当社若しくは当社の子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。

2. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑨ 平成20年11月13日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,680
新株予約権の行使期間	自 平成23年11月14日 至 平成30年11月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,680 資本組入額 840
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、会社取締役会決議がなされた場合)には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者は、権利行使時において当社若しくは当社の子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。
2. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑩ 平成22年2月12日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	250
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,617
新株予約権の行使期間	自 平成25年2月13日 至 平成32年2月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,617 資本組入額 809
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、会社取締役会決議がなされた場合)には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(注) 1. 対象者は、権利行使時において当社若しくは当社の子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。

2. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑪ 平成20年6月24日定時株主総会決議（平成22年6月14日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,809
新株予約権の行使期間	自 平成25年6月15日 至 平成32年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,809 資本組入額 905
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、会社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(注) 1. 対象者は、権利行使時において当社若しくは当社の子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。

2. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

3. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑫ 平成22年6月14日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,809
新株予約権の行使期間	自 平成25年6月15日 至 平成32年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,809 資本組入額 905
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、会社取締役会決議がなされた場合)には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(注) 1. 対象者は、権利行使時において当社若しくは当社の子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。

2. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	58,349,642	—	54,259	—	25,847

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大量保有報告書等の写しの送付等はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 3,935,100	—	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 54,376,900	543,769	同 上
単元未満株式	普通株式 37,642	—	同 上
発行済株式総数	58,349,642	—	—
総株主の議決権	—	543,769	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株 (議決権の数10個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義保有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
㈱光通信	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	3,935,100	—	3,935,100	6.74
計	—	3,935,100	—	3,935,100	6.74

(注) 平成22年6月において単元未満の自己株式を取得した結果、当第1四半期会計期間末時点での当社所有
己株式数 (すべて自己名義保有) は3,935,250株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高（円）	1,943	1,882	1,725
最低（円）	1,511	1,575	1,532

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,019	18,672
受取手形及び売掛金	44,207	57,210
有価証券	259	1,937
たな卸資産	10,024	10,050
未収入金	5,218	5,910
繰延税金資産	2,300	2,158
その他	10,858	10,671
貸倒引当金	△419	△356
流動資産合計	90,469	106,255
固定資産		
有形固定資産	※1 7,990	※1 8,149
無形固定資産		
のれん	※2 5,022	※2 3,978
その他	756	810
無形固定資産合計	5,779	4,788
投資その他の資産		
投資有価証券	※3, ※4 67,271	66,429
繰延税金資産	19,771	17,862
その他	22,778	21,562
貸倒引当金	△7,971	△7,494
投資その他の資産合計	101,850	98,359
固定資産合計	115,620	111,297
資産合計	206,090	217,552

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,154	26,046
短期借入金	※3 32,158	19,793
1年内償還予定の社債	429	456
未払金	27,770	33,849
未払法人税等	1,187	1,813
賞与引当金	503	926
役員賞与引当金	18	40
その他	9,037	15,401
流動負債合計	93,260	98,328
固定負債		
社債	956	995
長期借入金	※5 1,679	657
役員退職慰労引当金	168	165
繰延税金負債	20	9
その他	2,780	3,348
固定負債合計	5,604	5,176
負債合計	98,864	103,505
純資産の部		
株主資本		
資本金	54,259	54,259
資本剰余金	25,293	25,293
利益剰余金	29,098	34,721
自己株式	△9,875	△9,875
株主資本合計	98,775	104,399
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	772	2,698
為替換算調整勘定	△19	△14
評価・換算差額等合計	753	2,684
新株予約権	1,136	1,089
少数株主持分	6,559	5,873
純資産合計	107,225	114,046
負債純資産合計	206,090	217,552

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	83,102	97,154
売上原価	46,093	53,217
売上総利益	37,009	43,937
販売費及び一般管理費	※ 35,685	※ 46,001
営業利益又は営業損失 (△)	1,323	△2,063
営業外収益		
受取利息	51	71
受取配当金	154	191
投資有価証券売却益	—	122
負ののれん償却額	82	78
その他	106	155
営業外収益合計	395	620
営業外費用		
支払利息	80	140
持分法による投資損失	547	206
投資事業組合運用損	—	492
その他	182	174
営業外費用合計	809	1,013
経常利益又は経常損失 (△)	909	△2,456
特別利益		
投資有価証券売却益	10	1,179
子会社株式売却益	80	—
持分変動利益	—	219
貸倒引当金戻入額	16	33
賞与引当金戻入額	54	48
段階取得に係る差益	—	95
負ののれん発生益	—	162
その他	—	135
特別利益合計	161	1,874
特別損失		
固定資産除売却損	71	119
投資有価証券評価損	7	300
投資有価証券売却損	302	—
子会社株式売却損	—	363
持分変動損失	—	135
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	197
その他	—	136
特別損失合計	380	1,253
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 (△)	690	△1,834

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
法人税、住民税及び事業税	782	430
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	—	778
法人税等調整額	△278	△878
法人税等合計	504	330
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△2,165
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△331	142
四半期純利益又は四半期純損失(△)	516	△2,307

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	690	△1,834
減価償却費	520	398
のれん償却額	127	192
負ののれん発生益	—	△162
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△18	471
営業投資損失引当金の増減額(△は減少)	△31	—
受取利息及び受取配当金	△206	△263
支払利息	80	140
子会社株式売却損益(△は益)	—	363
投資有価証券売却損益(△は益)	327	△1,302
投資有価証券評価損益(△は益)	7	300
持分法による投資損益(△は益)	547	206
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	197
段階取得に係る差損益(△は益)	—	△95
固定資産除売却損益(△は益)	71	74
売上債権の増減額(△は増加)	29,189	13,854
たな卸資産の増減額(△は増加)	5,470	423
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	118	—
仕入債務の増減額(△は減少)	△20,616	△4,363
未払金の増減額(△は減少)	△6,970	△7,293
その他	△1,352	△205
小計	7,953	1,101
利息及び配当金の受取額	237	316
利息の支払額	△56	△141
法人税等の支払額	△7,147	△8,797
法人税等の還付額	91	71
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,077	△7,447

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△251	△383
事業譲渡による収入	—	747
投資有価証券の取得による支出	△9,034	△7,969
投資有価証券の売却による収入	4,985	4,533
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△909
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	34	380
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	95	136
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△205	△298
貸付けによる支出	△1,321	△1,665
貸付金の回収による収入	518	1,360
その他	67	409
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,111	△3,657
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	6,919	12,295
長期借入れによる収入	80	845
長期借入金の返済による支出	—	△224
社債の発行による収入	350	—
社債の償還による支出	—	△36
少数株主からの払込みによる収入	169	—
自己株式の取得による支出	△716	△0
配当金の支払額	△3,311	△3,175
少数株主への配当金の支払額	△29	△28
リース債務の返済による支出	△112	△122
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,348	9,552
現金及び現金同等物に係る換算差額	26	△56
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△657	△1,609
現金及び現金同等物の期首残高	18,800	19,651
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△39	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 18,103	* 18,041

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、㈱ワールドテレネット他2社は株式の取得により、連結の範囲に加えております。 ㈱ネットワークフリー他3社は新規設立により、連結の範囲に加えております。 メディカモバイル㈱他1社は株式の追加取得により、持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に加えております。 ㈱ネクストジョイ他8社は株式の一部売却により、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。 ㈱ネクストライフ他4社は株式の売却により、連結の範囲から除外しております。 ロジコムインターナショナル㈱は他の連結子会社に吸収合併されたことにより消滅しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 115社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用非連結子会社 変更はありません。 (2) 持分法適用関連会社 ①持分法適用関連会社の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、日本企業開発支援㈱他4社は新規設立により、持分法適用の範囲に加えております。 ㈱SBR他4社は株式の取得により、持分法適用の範囲に加えております。 ㈱ネクストジョイ他8社は株式の一部売却により、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。 ㈱釣りビジョン他2社は株式の売却により、持分法適用の範囲から除外しております。 メディカモバイル㈱他1社は株式の追加取得により、持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に加えております。 ㈱マックスソリューション他2社は吸収合併により消滅しております。 グリーズウェイ㈱他3社は重要性の低下により持分法の範囲から除外しております。 ②変更後の持分法適用関連会社の数 100社

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失は8百万円増加しており、税金等調整前四半期純損失は206百万円増加しております。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 なお、この適用に伴う影響は軽微であります。</p> <p>(3) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結貸借対照表)	<p>前第1四半期連結会計期間において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「長期借入金」及び「社債」は重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記しております。なお、前第1四半期連結会計期間の固定負債の「その他」に含まれる「長期借入金」は69百万円、「社債」は350百万円であります。</p>
(四半期連結損益計算書)	<p>前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「投資事業組合運用損」は営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。</p> <p>なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「投資事業組合運用損」は7百万円であります。</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)														
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">5,919百万円</p> <p>※2. のれん及び負ののれんの表示</p> <p>のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">のれん</td> <td style="text-align: right;">6,883百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">負ののれん</td> <td style="text-align: right;">1,860</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,022</td> </tr> </table> <p>※3. 株式消費貸借取引担保</p> <p>「投資有価証券」には消費貸借契約により貸し付けている有価証券6,901百万円が含まれております。</p> <p>なお、当該取引による預り金は流動負債の「短期借入金」に含まれており、その金額は5,000百万円であります。</p> <p>※4. 担保提供資産</p> <p>担保に供されている資産で、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">6,201百万円</td> </tr> </table> <p>※5. 財務制限条項等</p> <p>連結子会社である㈱パイオンの長期借入金のうち388百万円(1年内返済予定額を含む)には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されております。</p> <p>①同社の各連結会計年度末の連結貸借対照表における純資産の部の金額について、前連結会計年度末比80%以上を維持すること。</p> <p>②同社の各連結会計年度末の連結損益計算書における営業損益について、黒字を維持すること。</p> <p>③同社の各連結会計年度末の連結有利子負債合計額(劣後特約に基づく借入債務を除く)について、E B I T D Aの6倍に相当する金額以下に維持すること。</p>	のれん	6,883百万円	負ののれん	1,860	純額	5,022	投資有価証券	6,201百万円	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">5,942百万円</p> <p>※2. のれん及び負ののれんの表示</p> <p>のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">のれん</td> <td style="text-align: right;">5,917百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">負ののれん</td> <td style="text-align: right;">1,939</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,978</td> </tr> </table> <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	のれん	5,917百万円	負ののれん	1,939	純額	3,978
のれん	6,883百万円														
負ののれん	1,860														
純額	5,022														
投資有価証券	6,201百万円														
のれん	5,917百万円														
負ののれん	1,939														
純額	3,978														

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売手数料 18,761百万円	販売手数料 31,324百万円
給料 5,282百万円	給料 4,693百万円
雑給 1,738百万円	雑給 783百万円
地代家賃 1,218百万円	地代家賃 1,064百万円
賞与引当金繰入額 569百万円	賞与引当金繰入額 503百万円
役員賞与引当金繰入額 36百万円	役員賞与引当金繰入額 18百万円
貸倒引当金繰入額 572百万円	貸倒引当金繰入額 747百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 17,923百万円	現金及び預金勘定 18,019百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △32百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △463百万円
預け金 212百万円	有価証券に含まれるMMF 253百万円
現金及び現金同等物 18,103百万円	預け金 231百万円
	現金及び現金同等物 18,041百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,349,642株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,935,250株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高

提出会社(親会社)	954百万円	(うち権利行使期間到来分)	400百万円)
		(うち権利行使期間未到来分)	554百万円)
連結子会社	182百万円	(うち権利行使期間到来分)	53百万円)
		(うち権利行使期間未到来分)	128百万円)
合計	1,136百万円		

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月18日 取締役会	普通株式	3,264	利益剰余金	60	平成22年3月31日	平成22年6月9日

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	法人事業 (百万円)	SHOP 事業 (百万円)	保険事業 (百万円)	ベンチャー ファンド事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上 高	37,125	43,129	2,844	3	83,102	—	83,102
(2) セグメント間の内部売 上高又は振替高	526	344	14	—	884	(884)	—
計	37,651	43,474	2,858	3	83,987	(884)	83,102
営業利益又は営業損失(△)	2,355	686	△1,158	△163	1,719	(395)	1,323

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、品目の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な品目

事業区分	主要品目
法人事業	複写機、ファクシミリ、固定電話機、付属品 インターネット関連・企画・提供・販売サービス手数料 マイライン加入取次手数料、法人向け移動体通信サービス等
SHOP事業	移動体通信サービス手数料、移動体通信機器等
保険事業	保険契約取次手数料等
ベンチャーファンド事業	有価証券等

3. ベンチャーファンド事業のうち、外部出資者持分相当額は、売上高1百万円、営業損失は103百万円であります。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品・サービスについて主に国内における事業戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「法人事業」、「SHOP事業」、「保険事業」及び「メディア広告事業」の4つを報告セグメントとしております。

「法人事業」は、OA機器の販売、各種通信サービスの加入取次、法人向け移動体通信サービスの提供及びその他法人顧客向けサービスの提供を行っております。「SHOP事業」は、店舗にて携帯電話端末及び周辺機器等の販売を行っております。「保険事業」は、「第三分野」保険を中心とした保険代理店事業を行っております。「メディア広告事業」は、モバイル広告を中心とした広告枠の仕入れ及び販売とサイト運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	法人事業	SHOP 事業	保険事業	メディア 広告事業	計				
売上高									
外部顧客に対する 売上高	39,841	53,886	2,131	1,236	97,095	59	97,154	—	97,154
セグメント間の内部 売上高又は振替高	274	352	0	30	658	—	658	(658)	—
計	40,116	54,238	2,131	1,266	97,753	59	97,813	(658)	97,154
セグメント利益又は セグメント損失(△)	△2,726	1,246	287	144	△1,047	△25	△1,073	(989)	△2,063

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業等を含んでおります。

2. セグメント損失の調整額△989百万円は、セグメント間取引消去41百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,031百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)
前連結会計年度末と比べて著しい変動はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)
有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 51百万円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
提出会社

	平成22年6月14日 取締役会決議分 第18回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当該取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	当該普通株式 20,000株
付与日	平成22年6月30日
権利確定条件	対象者が会社もしくは会社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
対象勤務期間	平成22年6月30日～ 平成25年6月14日
権利行使期間	平成25年6月15日～ 平成32年6月14日
権利行使価格(円)	1,809
付与日における公正な評価単価(円)	519

	平成22年6月14日 取締役会決議分 第19回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当該従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	当該普通株式 75,000株
付与日	平成22年6月30日
権利確定条件	対象者が会社もしくは会社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
対象勤務期間	平成22年6月30日～ 平成25年6月14日
権利行使期間	平成25年6月15日～ 平成32年6月14日
権利行使価格(円)	1,809
付与日における公正な評価単価(円)	519

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
前連結会計年度末と比べて著しい変動はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 1,829.11円	1株当たり純資産額 1,967.93円

2. 1株当たり四半期純損益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 9.10円	1株当たり四半期純損失金額 42.41円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 9.09円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、 四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損益金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	516	△2,307
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は純損失(△) (百万円)	516	△2,307
期中平均株式数(千株)	56,802	54,414
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	△0	—
普通株式増加数(千株)	1	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年5月18日開催の当社取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………3,264百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………60円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成22年6月9日

(注) 平成22年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

株式会社光通信

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 治彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高田 重幸 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 克哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社光通信の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社光通信及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月11日

株式会社光通信

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 治彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 台 祐二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 克哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社光通信の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社光通信及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。